

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険証が新しく変わります！

8月1日から、国民健康保険の保険証（一般・退職・高齢）が新しいものになります。新しい保険証（カード）を郵送しますので、古い保険証は細かく切るなどして処分してください。

保険証の色は、一般が桃色、退職が水色、高齢がオレンジ色です。なお、高齢受給者証は所得に応じて負担割合（2割〔平成22年3月31日までは1割〕または3割）を変更していますのでご確認ください。

保険証の有効期限は、いずれも来年7月31日まで。ただし、①退職被保険者で来年7月1日までに65歳になる人は、誕生月の月末まで（ただし、1日生まれの人は誕生日の前日まで）②来年7月31日までに75歳になる人は、誕生日から後期高齢者医療制度の対象となるため、誕生日の前日までとなります。なお、平成20年度以前の保険税を、特別な理由もなく滞納している人には、有効期限が4カ月と短くなる「短期被保険者証」や、病院にかかったときに医療費がいったん全額自己負担となる「資格証明書」を交付します。対象者には、7月末日までにお知らせします。

【問い合わせ先】 本庁・保険年金課国民健康保険係（内線1132）
／牛深支所・市民課保険年金係／その他の支所・市民生活課市民生活係

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の更新のお知らせ！

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（水色）の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい保険証（黄色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証をご使用ください。

なお、新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成21年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。

また、現在お持ちの保険証（水色）は8月1日以降に、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課へお返しください。



【問い合わせ先】 本庁・保険年金課医療係（内線1135）
／牛深支所・市民課保険年金係／その他の支所・市民生活課市民生活係

特定疾病療養受療証の更新申請を！

70歳未満の国民健康保険加入者で、特定疾病の認定を受けている人に交付している「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日までとなっています。

対象者には申請書を送付しますので、期限日の同31日☎までに本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で更新の申請をしてください。なお、古い受療証は細かく切るなどして処分してください。

また、後期高齢者医療制度の加入者で、同制度加入前の健康保険（国民健康保険や社会保険など）で「特定疾病療養受療証」の交付を受けていた人は、新たに同受療証の交付申請が必要です。以前の同受療証のままでは、特定疾病療養受療の適用が受けられません。早めに交付申請をしてください。なお、申請には医師の意見書などが必要な場合があります。詳しいことは、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課へお尋ねください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新および申請について！

限度額適用・標準負担額減額認定証（水色）をすでに交付されている人は、7月31日で期限切れとなり更新が必要となりますが、8月1日からも引き続き該当する人には、新しい認定証（黄色）を郵送します。

なお、入院中または入院予定の人で、認定証の交付を受けていない人は、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課へご相談ください（※ただし、世帯の全員が住民税非課税の人が対象となります）。

国民健康保険 後期高齢者医療制度のお知らせ

医療費の限度額適用認定と食事代の減額申請を！

■70歳未満の国民健康保険加入者
70歳未満で国民健康保険に加入している人の入院時の医療費は、医療機関に自己負担額を超過したときは、超過した分が「高額療養費」として後から払い戻されています。しかし、事前に申請して「限度額適用認定」を受けると、支払う医療費の額が自己負担限度額までとなります。

また、入院時の食事代は1食当たり260円となっていますが、住民税非課税世帯の人は事前に申請すると食事代が別表2のとおり減額されます。

◆自己負担限度額（月額）※70歳未満 別表1

住民税課税世帯	上位所得者 ^{注1}	150,000円（83,400円） ^{注2}
	一般	80,100円（44,400円） ^{注3}
住民税非課税世帯		35,400円（24,600円）

注1：上位所得者…基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。
注2：医療費が500,000円を超えたときは、超過した分の1%を加算。
注3：医療費が267,000円を超えたときは、超過した分の1%を加算。
※（ ）内の額は、過去12カ月以内に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の額。

◆食事代（1食当たり） 別表2

住民税課税世帯		260円
住民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数が90日までの場合	210円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える場合	160円
住民税非課税世帯で、年金や農業などの所得がそれぞれ0円となる世帯の人（高齢受給者・後期高齢者医療制度加入者のみ）		100円

◆自己負担限度額（月額）※70歳以上 別表3

現役並み所得者 〔課税所得145万円以上〕	80,100円 (44,400円) ^{注4}
住民税課税世帯	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で、年金や農業などの所得がそれぞれ0円となる世帯の人	15,000円

注4：医療費が267,000円を超えたときは、超過した分の1%を加算。
※（ ）内の額は、過去12カ月以内に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の額。

世帯の人は事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けると、食事代と医療費の自己負担限度額は、別表2・3のとおりです。ただし、住民税非課税世帯の人は事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けると、食事代と医療費の自己負担限度額は、別表2・3のとおりです。ただし、住民税非課税世帯の人は事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けると、食事代と医療費の自己負担限度額は、別表2・3のとおりです。

※減額の認定はいつでも申請した月の初日になります。入院した翌月に申請した場合、高額療養費はさかのぼって払い戻しを受けることができますが、食事代は払い戻しを受けられませんので、入院することがわかっただけで、早めに申請してください。

※詳細は本庁・保険年金課国民健康保険係（内線1131）または牛深支所・市民課保険年金係、その他の支所・市民生活課市民生活係へお尋ねを。

代が別表2のとおり減額されます。

■70歳以上の国民健康保険（高齢受給者）と後期高齢者医療制度加入者
70歳以上で国民健康保険に加入している人（高齢受給者）と75歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人（65歳以上で一定の障害認定を受けている人を含む）の入院時の食事代と医療費の自己負担限度額は、別表2・3のとおりです。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証（持っている人のみ）、印鑑を持参してください。

※後期高齢者医療制度に加入し、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている人には、7月中旬以降に郵送されます。

